

調達管理番号 : 20a00980

国名 : 東南アジア地域

担当部署 : 緒方貞子平和開発研究所

案件名 : 東南アジア地域 ASEAN 諸国環境管理政策情報収集・確認調査（環境政策）（タイ・ベトナム）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 環境政策
- (2) 格付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年3月下旬から2021年7月下旬まで
- (2) 業務 M/M : 国内 1.00M/M、現地 0.67M、合計 1.67M/M
- (3) 業務日数 :
 - ・ 国内準備作業期間 15日
 - ・ 現地業務期間 20日（渡航2回）
 - ・ 帰国後整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2月24日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参
いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021年3月17日（水）までに個別通知
➤ 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点

- ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務	環境政策に係る各種業務
対象国／類似地域	ベトナム・タイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

JICA 緒方貞子平和開発研究所（以下研究所）では、「SDGs 下における環境／気候変動制度・政策の発展に向けての実証研究」プロジェクト（以下研究プロジェクト）を実施し、ASEAN 諸国における環境・気候変動政策の現状課題の分析と、今後取るべき政策提言に向けた研究を実施している。

各国の環境政策や実情等、対象事例に関する情報は、研究プロジェクトに参画している研究者が実施している調査の中で一定程度収集済みであるが、今後の政策提言に向けての戦略検討につなげていくためには、研究活動を通じて得られる知見とあわせて、環境政策及び気候変動政策全般に関する現状把握が求められる。

例えば、廃棄物管理、気候変動に関連して、廃棄物管理の関連法、気候変動に関するマスタープランといった研究対象国の基本的な関連政策の情報は得られており、現状及び課題分析は行われている。しかし、こうした課題を具体的な政策への提言につなげていくためには、直接的な環境政策や制度の分析のみならず、幅広く関連する政策実施状況の現状分析等が必要である。

こうした状況を踏まえ、本調査では、ASEAN 諸国における環境政策や制度に関する歴史的な経緯や発展についての情報分析と、環境関連政策について環境行政を所管する省庁ライン以外の環境関連政策、例えば、工業政策に関連する省庁や農業政策に関連する省庁の環境関連法（例：省エネルギー政策、農業廃棄物規制（野焼き等）、化学物質管理政策）の情報を収集し、現状の課題分析を行うことを目的に実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、タイの環境行政を所管する省庁ラインの環境政策及び制度の歴史的な発展に関する情報を収集分析し、あわせて環境政策に関連すると考えられる他省庁の政策及び制度について情報を収集し分析を行う。なお、本調査における政策とは、環境保全に関連する法文書体系および社会開発経済計画やその他公式文書等で制定されている環境政策目標等を指し、制度は環境保全に関連している、行政体制やその政府組織が公式に整備している制度を指す。

対象国では、関連情報の多くが報告書として公開されており、またインターネット等における政府公式 HP から情報を収集することが可能なことから、国内準備機関に基本的な情報を収集し整理を行う。さらに、この4か国のうち、ベトナム、タイは現地調査を行い、環境に関連した政策・制度の状況及び課題について、現地政府関係機関へのヒアリング調査を行う。これらの調査を踏まえて、研究プロジェクトの提言作成に必要な基礎情報収集を行い、結果をとりまとめる。

具体的担当事項は、次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2021年3月下旬～4月下旬)

- ① 対象国の関連報告書等の資料及び法文書等の政府公式文書等情報を収集・分析し、対象国の環境政策の概要を取りまとめる。また、歴史的な政策や制度の発展経緯についても取りまとめる。
- ② 対象国の環境行政を所管する以外の省庁に関連した環境保全を目的とした政策及び制度について取りまとめる。
- ③ ①及び②の分析を踏まえて、現地調査で収集すべき情報を検討し、現地で意見交換を行うべき関係機関候補先を含むワークプラン(英文)を作成し、JICAとの事前打合せを実施する。

(2) 第1次現地派遣期間 (2021年5月中旬～5月下旬) (ベトナム)

- ① JICA 現地事務所との打合せを行い、ワークプランを説明し、協議・確認する。
- ② 現地関係機関への調査を通じ、環境管理政策に関連する情報・資料を収集する。現在想定している対象機関、調査想定事項は以下のとおり。国内準備期間での文献調査を踏まえて、現地調査機関、調査内容は適宜 JICA と協議しつつ見直すことを想定している。なお、相手側機関との協議は、国内準備期間中に得られなかった事項を補完することを目的として実施し、環境行政を所管する以外の省庁(ラインミニストリーを指し、天然環境資源省(MONRE)以外の省庁)については、公式文書等の報告書を現地で入手する等で補完できる場合は、面談を必須とはしない。

(訪問想定機関)

ア) MONRE (天然資源環境省)

- ・ 調査内容の説明を行い、ワークプランについて意見交換を行う。
- ・ 環境関連政策・制度の発展と課題について
- ・ 関係省庁との連携及び環境政策運営における他省庁との連携課題
- ・ 中央省庁と地方省、特別市との連携含む政策運営課題について

イ) MPI (計画投資省)

- ・ グリーン成長及び低炭素社会政策の概要
- ・ インダストリアルゾーン (IZ) 政策
- ・ MONRE との環境管理に関する役割分担及び調整の状況

ウ) MOIT (商工省)

- ・ 気候変動関連政策の概要 (省エネルギー政策、エネルギー転換等)
- ・ クリーナープロダクション政策等、工業分野における環境政策
- ・ 化学物質・有害物質管理政策及び MONRE との調整状況

エ) MOC (建設省)

- ・ 下水道整備、廃棄物管理政策・制度の歴史的経緯のまとめ
- ・ 下水道マスタープラン、廃棄物処理に関する政策の実情と MONRE との役割分担及び調整の状況

オ) MOH(保健省)

- ・ 有害物質管理に関する MONRE が進める政策との関係及び課題
- ・ 病院排水管理政策の現状と課題

力) 環境関連の現地関係機関 (IZ、研究機関等々)

- ・ 環境関連政策の課題収集
- ・ ISO 等の自主管理制度の状況
- ・ 情報公開等の状況について

(3) 第2次現地派遣期間 (2021年6月上旬~6月中旬) (タイ)

- ① JICA 現地事務所との打合せを行い、ワークプランを説明し、協議・確認する。
- ② 現地関係機関への調査を通じ、環境管理政策に関連する情報・資料を収集する。現在想定している対象機関、調査想定事項は以下のとおり。国内準備期間での文献調査を踏まえて、現地調査機関、調査内容は適宜 JICA と協議しつつ見直すことを想定している。なお、相手側機関との協議は、国内準備期間中に得られなかった事項を補完することを目的として実施し、環境行政を所管する以外の省庁(ラインミニストリーを指し、MONRE(天然環境資源省)以外の省庁を指す)については、公式文書等の報告書を現地で入手する等で補完できる場合は、面談を必須とはしない。ただし、タイの場合は、各省庁の権限が複雑に関係しており、MONRE との協議を通じて他省庁との関係性について可能な範囲で整理を行う。

ア) MONRE (天然資源環境省)

(MONRE 内は ONEP(国家環境計画室)及び PCD(公害管理局)を想定)

- ・ 調査内容の説明を行い、ワークプランについて意見交換を行う。
- ・ 環境関連政策・制度の発展と課題について
- ・ 関係省庁との連携及び環境政策運営における他省庁との連携課題
- ・ 中央省庁と地方自治体との連携含む政策運営課題について

イ) MOI(工業省)

- ・ 気候変動関連政策の概要 (省エネルギー政策、エネルギー転換等)
- ・ グリーン成長及び低炭素社会政策の概要
- ・ 廃棄物管理に関する政策について、MONRE との役割分担について
- ・ エコインダストリータウン制度について
- ・ MONRE との環境管理に関する役割分担及び調整の状況
- ・ クリーナープロダクション政策等、工業分野における環境政策
- ・ 化学物質・有害物質管理政策及び MONRE との調整状況

ウ) MOI(内務省)

- ・ 下水道整備、廃棄物管理政策・制度の中央政府と地方政府の関係について
- ・ 下水道整備、廃棄物管理に関する政策の実情と MONRE と役割分担及び調整の状況
- ・ その他環境行政に関する中央政府と地方政府の課題について

エ) その他関係省庁について

- ・ エネルギー省 (MOE) については、廃棄物発電に関係していることもあり、役割等について確認
- ・ 気候変動に関連しての、省エネルギー政策について

オ) 環境関連の現地関係機関 (タイ工業団地公社 (IEAT) 研究機関等々)

- ・ 環境関連政策の課題収集

- ・ ISO 等の自主管理制度の状況
 - ・ 情報公開等の状況について
- (4) 帰国後整理期間 (2021 年 7 月上旬)
- ① JICA の指示に基づき、業務完了報告書の修正を行う。
 - ② 業務完了報告書を提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン (英文)
 - ・ 業務内容を関係者と共有するために作成。調査項目、調査対象、スケジュール等を記載。
 - ・ Word もしくは PPT ファイル及び PDF データでの提出を想定。
- (2) 現地業務結果報告書 (英文)
 - ・ カウンターパートと調査結果を共有することを目的とする。
 - ・ Word ファイル及び PDF データでの提出を想定。
- (3) 業務完了報告書 (和文 3 部)
 - ・ 現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書を研究所に提出し、報告する。
 - ・ 簡易製本とし、電子データを併せての提出を想定。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約 (単独型) に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒ハノイと日本⇒バンコク往復を標準とします。
- (2) 以下の費目については、以下に示す定額を見積りに計上して下さい。
一般業務費
現地傭人費 (タイ・ベトナムそれぞれ 20 日間 2 名分を想定): 2,400 千円 (消費税抜き)

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。ベトナム、タイの渡航順は、業務の目的にあわせて適宜入れ替えをすることも可能とします。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。但し、現地調査関係機関の資料収集、翻訳支援及び協議議事記録作成に係る業務について、現地傭上を両国で 2 名を目途として可とする。
当該現地傭人は、現地関係省庁及び関係機関 (基本的には公的機関を想定)。

ただし、商工会議所的な組織も存在し環境政策関連への提言を行っている場合も想定され、そうした文書を含む)の法制度文書や関連文書の収集と整理、と翻訳支援、また環境白書(タイ、ベトナムとも白書が発刊され公表されているが、現地語のみの状況)の内容分析等を行う。また省庁との面談にかかる調整業務を担当すると同時に、現地での協議に関する議事録作成を行うことを想定している。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：基本的に JICA 事務所で手配予定
- エ) 通訳備上：あり
- オ) 現地日程のアレンジ：基本的には業務従事者が日程アレンジを行うが、必要に応じて適宜 JICA ベトナム事務所、JICA タイ事務所がアレンジを行う。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 関連資料は下記 URL よりご参照下さい。

JICA 緒方研究所研究案件

https://www.jica.go.jp/jica-ri/ja/research/environment/environment_20190510-20210331.html

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所及びタイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体

制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上